平成２９年（フ）第２０６号
東京都多摩市愛宕４丁目８番地の28　306
破産者　春元勝之こと　卞　　勝之
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６４３号
東京都町田市金森２丁目18番18号レオパレス・アルテミス203
破産者　岩崎　貴子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７０７号
東京都小金井市本町２丁目６番12―210号ライベスト武蔵小金井
破産者　吉木稚香子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４４号
東京都小金井市本町２丁目６番12―210号ライベスト武蔵小金井
破産者　株式会社マネージメントライフ
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０９４号
横浜市中区住吉町１丁目６番地Ｍ・Ｐ・Ｓ関内
破産者　株式会社グランツ
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６１号
横浜市西区高島２丁目10番25号
破産者　株式会社いわき測量設計社
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市児島田の口７丁目６番１号
破産者　加古由起子（旧姓中山）
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
広島市南区仁保新町１丁目６番26号
破産者　株式会社ファブファブ
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３号
香川県観音寺市木之郷町1832番地３
破産者　有限会社ダイキン産業
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７８１号
和歌山市鷹匠町４丁目12番地５　コーポ紀ノ国203号、開始決定時の住所宮城県名取市増田３丁目８－５　第２柳田ハイツ405
破産者　濱口　行生
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
仙台市太白区八木山南３丁目18番地の６　スワンクレストⅡ―203、従前の住所仙台市青葉区国分町１丁目８番14―303号
破産者　松本一成こと　卞　　一成
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
仙台市若林区南小泉３丁目21番14号　メゾン・ヴィエルジュ105
破産者　野中　邦晃
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５５号
茨城県北茨城市中郷町足洗787番地６　サニープラシードＶ104号室、前住所福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅10―12
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６２号
茨城県かすみがうら市安食1791番地７
破産者　藤井　　勝
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６８号
さいたま市岩槻区日の出町５番24号　サンライズ村田102、破産手続開始時の住所さいたま市岩槻区美幸町６番34―304号
破産者　武田　康之
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
埼玉県春日部市備後東１－３－16　レクセル一ノ割310、住民票上の住所さいたま市浦和区領家４丁目７番15号　フェイスワン101号
破産者　杉山　文彦
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１７号
さいたま市浦和区北浦和２丁目11番７―108号
破産者　岡田　基良
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３９号
横浜市港北区大倉山４丁目10番５号　カーサベラ大倉山202
破産者　飾　真樹子
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４号
静岡市駿河区有明町１番３―72号
破産者　鈴木　啓司
法定代理人成年後見人　永野　　海
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部